



様式第 8 号 (第 6 条関係)

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

薩摩川内市議会

議長 瀬尾 和敬 様

(会派代表者経由)

会派の名称 市民連合

経理責任者氏名 江口 是彦



政務活動費に係る収支報告書

薩摩川内市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり、平成 2 5 年度の政務活動費に係る収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 3 6 0 , 0 0 0 円

2 支出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	168,665	7/18福岡県春日市、8/7~9福島県いわき市視察
研 修 費	57,100	1/14福岡議員セミナー参加
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	11,379	書籍等
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
人 件 費		
事 務 費	6,297	インクカートリッジ
合 計	243,441	

3 残余の額

1 1 6 , 5 5 9 円

注 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

2 領収書、活動報告書その他必要な書類を添付すること。

3 会派に属さない議員の場合は、「会派代表者経由」の必要はないこと。

4 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。

5 会派に属さない議員の場合は、「経理責任者氏名」とあるのは「議員の氏名」と読み替えること。

平成26年3月31日

薩摩川内市議会  
議長 瀬尾 和敬 様

会派の名称 市民連合  
代表者名 佃 昌樹



活動報告書

1 調査研究事業

【1回目】

- (1) 視察年月日  
平成25年7月18日（木）
- (2) 視察地及び視察項目  
福岡県春日市（教育委員会の活性化と事務局改革について）
- (3) 視察参加者  
佃 昌樹 議員 江口 是彦 議員 2名

【2回目】

- (1) 視察年月日  
平成25年8月7日（水）～8月9日（金） 3日間
- (2) 視察地及び視察項目  
福島県いわき市（東日本大震災以後の原子力災害への対策状況について）  
（いわき市議会議員との意見交換会）
- (3) 視察参加者  
佃 昌樹 議員 江口 是彦 議員 2名

2 研修事業

- (1) 研修年月日  
平成26年1月14日（火）
- (2) 研修地及び研修項目  
福岡・議員セミナー（子ども・子育て支援新制度と自治体行政）
- (3) 研修参加者  
佃 昌樹 議員 江口 是彦 議員 2名

# 会派視察報告書

平成26年3月28日

薩摩川内市議会  
議長 瀬尾 和敬 様

会派名 市民連合  
代表者名 佃 昌樹



政務活動費による視察(研修)を実施したので、次のとおり報告します。

(1回目)

- 1 視察・研修 年月日  
平成25年7月18日(木)
- 2 視察・研修 参加者  
佃 昌樹 江口 是彦 (2名)
- 3 視察・研修先  
福岡県春日市教育委員会
- 4 視察・研修目的  
春日市教育委員会の改革・活性化のための取組について学ぶため  
教育委員会の活性化と事務局改革の現状について
  - ・活性化策の具体的内容
  - ・活性化によりどのように変化が生じたか
  - ・教育委員会としての目指す役割
- 5 視察・研修の概要  
春日市の教育委員会の改革・活性化については、新聞報道等においても紹介されていきました。そこで、実際に伺って、現状をお聞きすることでした。  
教育委員会の形骸化が指摘され、存在そのものが問われているのは、春日市だけでなく、全国的に問題になっています。

春日市教育委員会では、平成17年に出された、中教審地方教育行政部会の指摘・報告を真摯に受け止め、点検することからスタートしている。

形骸化の現状としては、

- ・事務局案を追認するだけで、実質的な意思決定を行っていない。
  - ・教員や教育関係者の意向に沿って教育行政を行う傾向が強い。
  - ・地域住民との接点がなく、住民から遠い存在。
  - ・国や県の意向に沿うことに集中し、地域の実情に応じていない。
  - ・学校は国、県の方針を重視し、教職員も市町村への帰属意識が弱い。
- それからの活性化に向けた10年の歩み（軌跡）を通して、確信からメッセージへとなっています。
- ・教育委員会の活性化は可能だし、取り組む価値は十分にある。
  - ・教育委員会が変われば学校は変わる。
  - ・学校の変容は地域と一体になった、「まちづくり」につながる。

春日市の10年の歩みは、国自体が、様々な制度の変革や規制緩和、権限の委譲等により、それまでの手法を大きく見直してきた10年でもあったようです。

とかく国の指示を待ってきた地方教育行政に、主体的に判断し、自ら政策を創り上げていく能力を求めたきたとのことでした。

春日市では、地域の絆の再構築ともいえるコミュニティ・スクールの展開を軸に、学習環境の充実に向けた小学校第6学年の30人以下学級導入や子どもたちの実情に配慮しながらきめ細かに展開する不登校特別対策事業の実施等、地域の実態に応じた施策を考え推進を図ってきたとの説明を受けることでした。

これらのことを直に見聞したくて、春日市を訪ねたのでした。

## 6 所感

現行の教育委員会制度の形骸化が指摘され、国会でも、「教育委員会改正法案」が検討されている中で、春日市の取組は注目するに値するものです。

事務局の政策形成機能強化への取組、自立化に向けた学校への権限委譲、やればできるんだ、と驚きながらも実感することでした。

(2回目)

- 1 視察・研修 年月日  
平成25年8月7日(水)～8月9日(金) 3日間
- 2 視察参加者  
佃 昌樹 江口 是彦 (2名)
- 3 視察先  
福島県いわき市 (現地視察福島県広野町・楡葉町・富岡町)
- 4 視察目的
  - ・東日本大震災以後の原子力災害への対策状況について
  - ・楡葉町(避難指示解除準備区域)富岡町(北区困難地域)視察
  - ・いわき市議会議員との意見交換会
- 5 視察の概要
  - ・いわき市原子力災害対策課で詳しく原発事故災害対策の状況等について説明を受ける。
  - ・議会事務局職員の案内で、地震・津波被災地や楡葉町等の仮設住宅の現地視察。
  - ・いわき市議会議員との意見交換会。
  - ・市議会議員の案内で、広野町、楡葉町、富岡町と線量計を携えて視察。
- 6 所感
  - ・いわき市は、福島県の浜通り南端にあり、浜通り中部に立地する東京電力福島第一原子力発電所まで北部市境から約25 Kmの距離にある。市内の放射線量については、(平成23年9月の航空機モニタリングの空間線量)比較的線量が高い地区と低い地区が混在している。
  - ・現在に至るまで、多くの市民が放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされているとのこと。
  - ・いわき市では、原子力災害対策課を設置し、防災体制の確立やモニタリングの拡大・充実と併せ、除染に向けた各種取組を推進することにより、市民の安心を確保することとしている。

・いわき市には、被災者の仮設住宅も設置されている。仮設住宅を視察していたら、檜葉町議会議員選挙の公営掲示板が目をつけた。檜葉町の選挙事務、避難先のいわき市で行われている。投票所も当然に、避難先の仮設住宅の近くに設けられているのでしょう。

・震災・原発事故で転校を強いられている子供は2万人を超えるとのこと。そのような中、被災地での学校再開の動きも見られる。再開された檜葉町の学校には、仮設住宅のあるいわき市からスクールバスで通学しているとのこと。学校周辺の生活環境はどうなっているのか気になることでした。

・全町避難が続く浪江町の場合どうなっているのでしょうか。役場機能に移した福島県二本松市の廃校を使い、六つの町立小学校を集約して授業再開をしている。震災前に約1,000人いた児童は、19人まで落ち込み、今年度の入学者はゼロ。中学生も約600人から現在は43人になっている。

・原発事故で設定された檜葉町の警戒区域が避難指示解除準備区域に再編され、一年を迎えるという。町内全域で国直轄除染が行われている。除染作業員だけがいわき市から車で往復し、そのために道路沿いにガソリンスタンドとコンビニがオープンしているが市民の生活の匂いはしない。

・畑や田んぼには、巨大な土嚢袋が野積みされている。除染廃棄物の仮置き場や中間貯蔵施設の建設計画もなかなからしい。

・「除染じゃなく移染にすぎない」「放射性物質をまき散らすことなく運搬するのは可能なのか」との現地の声もあった。

・議員との意見交換会でも除染に対する疑問は多く出された。

「汚染水の未回収、落ち葉を川に流すなど法律違反の手抜き除染が横行している」「避難区域内の除染作業には、危険手当として1万円～1万2千円が支給されるが、重層下請け構造により、末端労働者に支給されていない状況、危険手当のピンハネの問題がある」「除染を行っても元の線量に戻るケースが多い」「何兆円もの除染費用が地元住民のためになっているのか疑問」等々。

・昼間も立ち入り禁止のバリケードで分断されている、帰宅困難地域の富岡町まで車で案内してもらった。ゴーストタウンという感じ。人気はなく、野ネズミがのさばっているんだそうです。閉鎖されている富岡小学校に入ってみる。玄関の横に、環境放射線モニタリン

グの機械が設置されている。表示は、2.88マイシークロベルト。設置場所は、除染されているとのこと。10mほど離れた校庭で測ってみると、5.6マイシークロベルトを示しました。

・視察する私たちは、1時間ほどですが、昼間、一時帰宅して家事作業をされる人や、毎日、除染作業をする人たちの被爆・健康管理は大丈夫なんだろうかと案ずることでした。

・健康管理についても非常に気になった。甲状腺検査については、18歳以下の全県民を対象に、平成26年3月末までに実施となっているようです。先行調査の175,499人中32,292人(38.7%)が結節や嚢胞が認められたとのこと。二次検査で細胞検査が必要とされた1,140人中、12人に癌、15人に癌の疑いがあると診断されたとのこと。通例、100万人に1~2人の小児甲状腺癌といわれている。県民健康管理調査検討委員会は原発事故による放射線の影響を否定しているとのこと。大丈夫なんでしょうか。気になることでした。

### (3回目)

- 1 研修(地方議員セミナー)参加年月日  
平成26年1月14日(火)
- 2 研修(セミナー)参加者  
佃 昌樹 江口 是彦 (2名)
- 3 セミナー名称  
保育研究所主催 地方議員セミナー  
「子ども・子育て支援新制度と自治体行政」
- 4 セミナー開催場所(会場)  
福岡国際会議場  
福岡市博多区石城町2番1号

## 5 セミナー・プログラムの内容及び講師

### ① 新制度導入までの経過

逆井 直紀 (保育研究所)

### ② 子ども・子育て支援関連3法の概要 新制度の全体像

村山 祐一 (保育研究所所長・元帝京大学教授)

### ③ 利用者サイドからみた新制度

田村 和之 (広島大学名誉教授)

### ④ 市町村・地方議会の課題—子ども・子育て会議と事業計画

杉山 隆一 (佛教大学)

### ⑤ 質問と交流

全講師で対応

## 6 所感

・子ども・子育て支援関連3法とは、

① 子ども・子育て支援法 (内閣府直轄)

② 改正認定こども園法 (内閣府直轄)

③ 関連法の改正のための整備法 (50以上の法律改正、中心は児童福祉法と児童手当法の改正)

・最短で2015年4月から、新制度本格施行となっている。

国・内閣府等では、2013年4月「子ども・子育て会議」が設置された。制度の詳細を検討するため。

・市区町村でも、地方版「子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされている。

・2014年秋までに、各自治体でも条例化(9月議会か)する必要がある。

・2014年秋から、子どもの認定、事業者の確認・認可などの作業・新制度導入準備を開始しなければならない。

・2013年度内にニーズ調査→保育の必要量の見込みと確保方策→市の事業計画策定の作業をと説明されたが、本市の進捗状況はどうなのでしょう。



・新制度導入までの経過についてもわかりにくい。

民主党政権が掲げた幼保一体化は、どうなったのでしょうか。幼稚園団体の合意が得られなかったのか、自公政権復活による、一体化の後退？

・自公民3党合意による修正もなされたとのこと。

児童福祉法24条1項の復活。総合こども園法取り下げ、認定こども園法改正とのことだったが、具体的にはどうなるのか？

・現在の児童福祉法24条1項と改正児童福祉法24条1項との違いがわからない。市町村の保育の実施責任は維持されたのか？

・本市での条例化、事業計画策定を待つて、再度勉強したいと思います。厚生労働省が、法的な根拠規定があいまいな中で、すべての保育利用の希望・申し込みを市町村に出させ、手続きを市町村に行わせようとしていることは、継続されるのでしょうか？

保護者には、市町村による利用調整を受けなければならない義務は課せられていないとしたら、市町村に利用の希望を出さずに、直接保育施設・事業者を利用の申し込みを行い、契約を締結しても差し支えないということも起こりうるのでしょうか？

・セミナー参加での講義だけでは、消化出来ませんでしたので、本市での取組・新制度の導入内容を検討する際、改めて勉強させてもらいたいと考えます。